**平成２３年（フ）第２７６号**
静岡県浜松市中区萩丘１丁目８番７号、開始決定時の住所静岡県浜松市南区楊子町606番地の２
破産者　森下　繁夫
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第３５５号**
兵庫県加東市秋津2014番地995
破産者　瀬合　　勝
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４号**
和歌山県橋本市橋本281―23、旧住所奈良県吉野郡大淀町大字北野124番地の６
破産者　稲谷　洋美
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

**平成２３年（フ）第２９２号**
愛媛県松山市東石井５丁目３番16号
破産者　松居佳津子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４１号**
山口県岩国市旭町２丁目10番28号
破産者　芦浦　義和
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

**平成２１年（フ）第１４９号**
福岡県みやま市高田町岩津322番地39
破産者　佐藤加菜子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２３年（フ）第２号**
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬87番地
破産者　桑原　幸徳
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２３年（フ）第３０号**
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1346番地
破産者　岡﨑新一郎
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第５６号**
熊本県菊池市旭志伊坂335番地
破産者　上田　　巖
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２３年（フ）第６１０４号**
大阪市西淀川区福町２丁目10番13号
破産者　有限会社淀木工
1　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
2　一般調査期日　平成24年３月12日午後４時
平成24年１月12日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６８８号**
大阪府東大阪市太平寺２丁目６番６号
破産者　三國　昭二
1　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
2　一般調査期日　平成24年３月19日午後３時30分
平成24年１月12日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７２４７号**
大阪市住吉区住吉１丁目４番７号オーベル阪下101号
破産者　住田　昌治
1　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
2　一般調査期日　平成24年３月15日午後３時30分
平成24年１月12日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３９８号**
神戸市中央区脇浜町２丁目10番２号シルバーハウスコスモ507
破産者　前川　幸子
1　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月１日午前10時30分
平成24年１月12日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６６４号**
堺市西区浜寺南町１―64―１　レオパレスプレンティ浜寺119号、住民票上の住所京都府宮津市字大島542番地
破産者　池口　　正
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午前11時
平成24年１月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期間

**平成２２年（フ）第４０２６号**
北海道北広島市北進町１丁目５番地１　ロイヤルシャトーＣ―507
破産者　鳴海　琢哉
1　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
2　一般調査期間　平成24年３月１日から平成24年３月15日まで
平成24年１月12日
札幌地方裁判所民事第４部

## 債権者集会招集

**平成１８年（フ）第５０６号**
和歌山市鷹匠町３丁目７番地
破産者　亡川口富久相続財産
1　期日　平成24年３月26日午前10時20分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第１１８号**
山口市宮野上139番地
破産者　有限会社矢田部運送
異議申述期間　平成24年２月16日まで
平成24年１月13日
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４６号**
鹿児島県鹿児島市郡元町６番16号　パルフューム永秀208号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町29番15号　新屋敷Ｎビル306号
破産者　倉　　秀夫
異議申述期間　平成24年３月12日まで
平成24年１月12日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係